

料金算出の例

メーター口径13～25mm、上下水道使用で消費税率10%の場合

今回検針日	10月3日	メーター指針	800
前回検針日	12月2日	メーター指針	695
日数	60日間	使用水量(m ³)	105

請求する水量(m ³)	1月請求	52
	2月請求	53

10月3日から12月2日までの期間(60日間)に使用した水量(105m³)を検針日の翌月(1月)と翌々月(2月)に二分して請求します。
 検針水量が奇数の場合、検針月の翌々月に1m³多い水量を請求します。

請求月	1月				2月			
水量	52m ³				53m ³			
水道料金		単価(円)	水量(m ³)	計		単価(円)	水量(m ³)	計(円)
	基本料金		10	1,200円	基本料金		10	1,200円
	超過料金	130	10	1,300円	超過料金	130	10	1,300円
		160	20	3,200円		160	20	3,200円
		200	12	2,400円		200	13	2,600円
	計			8,100円	計			8,300円
消費税			810円	消費税			830円	
合計			8,910円	合計			9,130円	
下水道使用料		単価(円)	水量(m ³)	計(円)		単価(円)	水量(m ³)	計(円)
	基本料金			500円	基本料金			500円
	水量料金	100	52	5,200円	水量料金	100	53	5,300円
	計			5,700円	計			5,800円
	消費税			570円	消費税			580円
合計			6,270円	合計			6,380円	
今回請求金額(上水+下水)	15,180円				15,510円			

上記1月の水量を例に計算方法を解説します。

○水道料金

まず基本料金が1,200円かかります。

10m³を超えた水量には超過料金がかかります。

超過料金は11m³～20m³までは1m³あたり130円、21m³～40m³までは1m³あたり160円、41m³～100m³までは200円です。

よって水量52m³の水道料金は、

$$1,200円 + (130円 \times 10) + (160円 \times 20) + (200円 \times 12) = 8,100円$$

これに消費税を合わせて8,910円が水道料金の請求金額です。

○下水道使用料(農業集落排水処理施設使用料)

まず基本料金が500円かかります。

下水道使用料は1m³あたり100円の水量料金がかかります。

よって52m³の下水道使用料は、

$$500円 + (100円 \times 52) = 5,700円$$

消費税を合わせて6,270円が下水道使用料の請求金額です。

以上の上下水道料金を合計して、1月の請求金額は15,180円です。

※ 使用開始後最初の検針と最後の精算の料金につきましては計算方法が異なる場合があります。

※ メーター口径が30mm以上の場合、基本料金の1,200円を該当するメーターの基本料金に差し替えて計算します。